

「サービス提供による事故発生時における対応フロー」

○事業者から所在市町村・保険者への事故報告の手順例

事故発生

下記は必ず報告すること。

- ☐死亡事故 ☐医師の診断を受け、何らかの処置が必要になった事故 ☐窒息事故 ☐誤薬事故
☐利用者・その家族から苦情が想定される事故 ☐事業所の長が報告する必要があると判断した事故

初期対応

各施設マニュアル等に従い、優先順位をつけて対応すること。

●下記は必ず実施すること

- ・利用者の保護や必要な処置
- ・利用者の家族、管理者への連絡

①死亡事故の場合

①それ以外の事故の場合

②日向市へ電話による連絡

- 総合事業・地域包括支援センターの場合
→地域包括ケア係推進係（0982-66-1022）
- 養護老人ホームの場合
→高齢者支援係（0982-66-1022）
- 居宅介護支援事業所・地域密着型サービス・県指定のサービス
→介護認定係（0982-66-1023）

電話での報告は事故発生当日内に行う。

③日向市へ事故報告書（第1報、または最終報）を提出

- 事故報告様式に記載せず、ログフォームを用いて事故報告を行う場合は、下記から報告してください。

（報告フォーム）<https://logofom.jp/form/qfqE/1003764>



- 事故報告様式を作成し報告を行う場合は、下記から報告してください。

（報告フォーム）<https://logofom.jp/form/qfqE/952561>

事故発生後、5日以内に提出する。

※第1報として報告する場合は、少なくとも「6事故発生後の状況」まで記載してください。

※早期に解決した場合は最終報告として報告してください。また、「8 再発防止策」まで記載してください。

④経過報告 ※事故の解決に時間を要する場合のみ

- ③で「1.」の方法で報告を行った場合は、下記方法で報告してください。

（報告方法）市から送られてきたメールのURLから報告

- ③で「2.」の方法で報告を行った場合は、下記から報告してください。

（報告フォーム）<https://logofom.jp/form/qfqE/952561>

※「6事故発生後の状況」に追記する方法で報告してください。

⑤原因分析

各施設マニュアル等に従い、原因分析を行ってください。

●例

- ・事故の発生原因の追究、事故が発生しないための改善策を立てる。
- ・立てた改善策の評価を行う。

⑥日向市へ事故報告書（最終報）を提出

④経過報告と同様の方法により報告

※「7 事故の原因分析」、「8 再発防止策」まで記載してください。